

三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市人権文化センター
所在地／三原市長谷一丁目6番1号
電話／0848-66-1111
FAX／0848-66-1112

いっしょに活動しませんか ～教室・グループの紹介～

グループ名	内 容	曜 日	時 間
①太極拳教室	太極拳	火・金曜日	9：30～12：00
②カラオケ教室	カラオケ	第2・4金曜日	13：00～17：00
③絵手紙教室	絵手紙	第2・4火曜日	13：30～16：00
④書道教室	書道	第2・3水曜日	19：00～20：30
⑤生花教室	華道	第2・4金曜日	18：00～19：30
⑥ピアノ教室	ピアノ	月・火曜日	17：20～19：30
⑦パソコン教室	パソコン	金曜日	13：30～15：30
⑧健康体操	体操	火曜日	13：00～15：00
⑨卓球教室	卓球	月・水曜日	14：00～16：00
⑩なでしこピンポン	卓球	火曜日	15：00～17：00
⑪健康マージャン教室A	マージャン	隔週木曜日	13：00～17：00
⑫健康マージャン教室B	マージャン	隔週木曜日	13：30～16：00
⑬ミュージカルシティみはらピープル	ミュージカル	土曜日	18：00～21：00
⑭ブティフルール・アンサンブル	合唱	水曜日	9：00～12：00
⑮ポコ・ア・ポコ みはら	吹奏楽	月曜日	9：30～13：00
⑯ギターアンサンブル ペラ・ムジカ	ギター合奏	水曜日	9：00～12：00
⑰フィオーレ	吹奏楽	金曜日	9：30～13：00
⑱三原高校器楽部OB会	吹奏楽	第2・4土曜日	18：00～21：00

※教室・グループによっては定員があります。当センターまでお問い合わせください。
※料金については、教室・グループによって教材費などの実費等が必要な場合があります。

活動の様子を人権推進課のHPで紹介しています。



アニメ上映会の申し込み募集中!

人権や平和などこどもから大人までアニメで分かりやすく学ぶことができます。センターの職員が伺って上映します。詳しくはセンターまでお問い合わせください。

時間 原則平日の10時～15時（ただし曜日・時間帯についてはご相談に応じます）
内容 人権・平和・昔ばなし・児童文学など多数あり。（人権推進課のHPにビデオリストがあります）
対象 団体・グループなど

右のQRコードでアニメ上映会のHPへ案内します。



登録型本人通知制度に登録を!

登録型本人通知制度は、市が戸籍謄本などを本人以外の第三者に交付した場合に、交付した事実を本人にお知らせする制度です。

三原市では、平成28（2016）年8月からこの制度の申請受付を開始しています。
住民票の不正請求や不正取得の抑止に効果があるこの制度に一人でも多くの登録をよろしくお願いします。

登録は 市民課または

各支所まちづくり係まで

右のQRコードで市民課HPへ案内します。



人権相談

人権相談員が相談をお受けします。
相談は無料で、秘密は守られます。
お気軽にご相談ください。

- ◇ と き 土・日・祝日を除く10時～16時
- ◇ と ころ 三原市人権文化センター
- ◇ 電 話 0848-66-1111



人権文化センター略図



「誰か」のことじゃない。自分自身のこととして考えよう。

人権のひろば



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

いろいろな人権課題への取り組み 刑を終えて出所した人へ

広島県人権啓発推進プラン(第5次)より

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の難しさなど、社会復帰を目指している人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会で孤立・排除されることなく、再び社会の一員として受け入れられるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々が罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせる必要があります。

【現状と課題】

内閣府の世論調査※(平成30(2018)年)によると、犯罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思う人の割合は、53.5%で、前回(平成25(2013)年実施)の結果59.1%から減少しており、刑を終えて出所した人に関わることへの不安感・抵抗感は依然として根強い状況にあります。刑を終えて出所した人に対する県民の関心を高め、理解の促進につながるような取り組みをする必要があります。

※ 出典：「再犯防止対策に関する世論調査」内閣府

【具体的な取り組み】

●県が、再犯防止推進法に基づき、刑を終えて出所した人を含む犯罪・非行をした人の更生支援計画を策定し、市町の計画策定の働きかけ、福祉関係者に対する研修などにより、犯罪・非行をした人が抱える生きづらさなどについて、社会全体の理解促進に取り組みます。

●更生保護への理解を深める取り組みである「社会を明るくする運動」を地域と連携して推進します。

★きょうは何の日？ 6月 人権カレンダー

6月1日 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として定めています。人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーとして、さまざまな人権侵害など、皆さんの問題解決のお手伝いをしています。女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害などでお困りの方はご相談ください。

全国共通人権相談ダイヤル (0570-003-110)

※平日：午前8時30分～午後5時15分まで

※ 法務局や人権擁護委員、県、市町などで構成される人権啓発活動ネットワーク協議会では、人権への理解を深めてもらうため、講演会や人権教室を実施しています。ぜひご参加ください。

